

建築業者に所属する建築士の皆様

愛媛県土木部道路都市局
建築住宅課長
(公印省略)

令和元年度地震被災建築物応急危険度判定講習会の受講について (お願い)

平素より、本県の建築住宅行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、発生が危惧される南海トラフ巨大地震では、甚大な被害が想定されており、発災後の建築物等が起因する二次災害を防止するなど、被災建築物応急危険度判定士(以下、判定士^{※1}という。)の役割は非常に重要なものとなっております。

このため、当課では、標記講習会^{※2}の実施回数を増やすと共に、資格要件を緩和することにより、判定士の確保に努めているところですが、県内の判定士数はまだまだ不足しております。

地域住民のため、発災後迅速な判定活動を行うためにも、技術者である皆様のご協力が必要であると考えておりますので、是非、標記講習会を受講の上、判定士となっていただき^{※3}、発災後の判定活動にご協力賜りますようお願いいたします。

※1) 被災建築物応急危険度判定士

地震被災直後に、二次被害を防止することを目的に、被災建築物の倒壊の危険性や屋根・窓ガラス等の落下の危険性などを判定する、都道府県の認定を受けた者。

※2) 受講対象者

- ① 建築士(一級・二級・木造)
- ② 一級建築施工管理技士
- ③ 二級建築施工管理技士(種別で躯体・仕上げを除く)
- ④ 地方公共団体職員(建築に関する実務経験3年以上)

※3) 講習会受講後、無料で判定士に登録されます。

(更新時は、講習会の再受講は不要です。)

愛媛県 土木部 道路都市局
建築住宅課 建築指導係
担当：小沢・荃田
TEL：089-912-2757 (係直通)